

- （令和7年10月17日 通達の一部改正）
- （令和7年11月12日 航空法施行規則の一部を改正する省令）

規制改革の内容

措置前

- 航空機の操縦士は、技能証明を有することが必要。技能証明を取得することが困難な場合には航空法第28条第3項に基づく許可が必要であるが、1人乗りの空飛ぶクルマの操縦体験等は当該許可基準に含まれていない
- 航空法第62条により、航空機には救急用具の装備が求められている

措置後

- 技能証明を有しない一般利用者が1人乗りの空飛ぶクルマの操縦体験等を行う場合の許可基準を整備
- 機体の特徴や運航形態を踏まえて、救急用具の装備要件を見直し

効果

基準整備による空飛ぶクルマの普及促進

規制改革の概要

1人乗りの空飛ぶクルマを利用した操縦体験等を実現するため、基準の整備、見直しを実施

①技能証明を有しない一般利用者が操縦体験等を行うための基準整備

技能証明を有しない一般利用者が、一定の基準の下で1人乗りの空飛ぶクルマでの操縦体験等を行うことが可能に



<一定の基準>

- 遠隔操縦が可能な機体
- 飛行を常に監視する遠隔操縦者を配置
- 飛行範囲を制限する機能（ジオフェンス等）を使用
- 異常が発生した際の対応手順を事前に策定
- 事前に操縦者の知識や技量、心身の状態を確認 等

②救急用具の装備要件の見直し

一定の基準を満たす場合に、航空機用救命無線機（※）の装備が不要に

（※）事故等発生時に航空機の位置を特定するための機器

<一定の基準>

- 限定された飛行範囲
- 地上等での安全監視・救助人員配置 等